

公務員の採用や異動、退職等に伴う児童手当の事務処理ガイドライン

目次

1. 本ガイドラインの目的	2
2. 児童手当法上の公務員の範囲	2
2－1. 国家公務員の範囲	2
(1) 常時勤務に服することを要する国家公務員	2
(2) 政令で定める国家公務員	3
(3) 国家公務員の範囲に含まれない者	3
2－2. 地方公務員の範囲	4
(1) 常時勤務に服することを要する地方公務員	4
(2) 政令で定める地方公務員	4
(3) 地方公務員の範囲に含まれない者	5
3. 支給主体が変更となる場合における基本的な手続	5
(1) 住所地の市町村から児童手当を受給している者が公務員となる場合	5
(2) 児童手当の受給者である職員が退職する場合（公務員間の異動を除く。）	6
(3) 児童手当の受給者である職員が所属庁を異にして異動する場合	6
4. 要注意事例及び望ましい対応	7
(1) 非常勤職員（国家公務員）、会計年度任用職員（地方公務員）の取扱い	7
(2) 2 か月以内の期間を定めて使用される者等の取扱い	7
関連リンク	7

1. 本ガイドラインの目的

児童手当（児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）附則第 2 条の給付（特例給付）を含む。以下同じ。）の認定及び支給事務は、原則として市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行っているが、公務員である一般受給者については、法第 17 条の規定により、勤務先である所属庁が認定及び支給事務を行っている。

公務員の採用、異動、退職等により公務員に係る児童手当の支給主体が変更となった場合には、改めて受給資格者による変更後の支給主体に対する認定請求手続が必要であり、この手続が遅れた場合には、原則としてその期間の児童手当は支給されないことから、所属庁においては、職員が遺漏なく手続できるよう、児童手当制度の定期的な周知や個別の申請勧奨など、日頃から積極的な取組みを行っていただく必要がある。

本ガイドラインは、そのような所属庁の取組みに資するよう、児童手当制度における公務員の範囲や公務員の採用、異動、退職等に伴い必要となる事務処理の考え方等を示すことを目的としたものであり、各所属庁におかれては、本ガイドラインを参考に、引き続き児童手当の適正な支給に向けて取り組んでいただきたい。

なお、児童手当の支給要件や支給額等の情報については、関連リンク（こども家庭庁 HP）を参照されたい。

2. 児童手当法上の公務員の範囲

法第 17 条に規定する公務員の範囲は、(a) 国家公務員又は地方公務員としての身分を有している者であって、かつ、(b) 国または地方公共団体が使用者としての立場から、共済組合の長期給付に充てるための負担金（厚生年金保険等の被用者年金制度における保険料等）を負担している者となる。

2—1. 国家公務員の範囲

(a) の国家公務員とは、常時勤務に服することを要する国家公務員及び児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号。以下「政令」という。）で定める国家公務員をいい、具体的には下記（1）及び（2）のとおりである。

（1）常時勤務に服することを要する国家公務員

正規の勤務時間により勤務し、正規の給与制度、特に俸給表の適用があり、その他身分保障が認められ、かつ、特別な服務規律に服する一般職の職員及び特別職の職員

※ 警察庁の所属職員及び警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条第 1 項に規定

する地方警務官を含む。

(2) 政令で定める国家公務員

- ① 休職又は停職の処分を受けた者（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 79 条及び第 82 条）
- ② 国際機関等に派遣された者（国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和 45 年法律第 117 号）第 2 条第 1 項）
- ③ 育児休業をしている又は育児短時間勤務職員（国家公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 109 号）第 3 条第 1 項、第 13 条第 1 項及び第 22 条）
- ④ 自己啓発等休業をしている者（国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成 19 年法律第 45 号）第 2 条第 5 項）
- ⑤ 配偶者同行休業をしている者（国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 78 号）第 2 条第 4 項）
- ⑥ 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律等で指定する宮内庁のその他の職員、裁判官及びその他の裁判所職員、国会職員並びに防衛省の職員（国家公務員法第 2 条第 3 項第 10 号、第 13 号、第 14 号及び第 16 号）で、①から⑤までに掲げる者に準ずるもの
- ⑦ 国の一般会計又は特別会計の歳出予算の常勤職員給与の目から俸給が支給される者
- ⑧ ①から⑦までに掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない国家公務員のうち、財務大臣の定めるところにより、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて 12 か月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

※ 国内居住要件等については別途確認が必要であることに留意。

(3) 国家公務員の範囲に含まれない者

- 行政執行法人に勤務する者
- 国家公務員共済組合に使用される者で、その運営規則で定めるもの（国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 125 条）
- 国家公務員共済組合連合会の役員及び国家公務員共済組合連合会に使用される者で、その運営規則で定めるもの（国家公務員共済組合法第 126 条）
- 職員団体又は労働組合の事務に専ら従事する国家公務員（国家公務員法第

108 条の 6 第 1 項及び行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 7 条第 1 項）

- 民間企業への交流派遣職員（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 224 号）第 7 条第 1 項及び第 15 条）
- 法科大学院へ派遣された国家公務員（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成 15 年法律第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 17 条）
- 弁護士職務従事職員（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成 16 年法律第 121 号）第 2 条第 1 項及び第 4 項並びに第 9 条）

2—2. 地方公務員の範囲

（a）の地方公務員とは、常時勤務に服することを要する地方公務員及び政令で定める地方公務員をいい、具体的には下記（1）及び（2）のとおりである。

（1）常時勤務に服することを要する地方公務員

- ・ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に定める一般職の職員
- ・ 地方公務員法第 3 条第 3 項に定める特別職の職員であって、常時勤務に服することを要する者（知事、副知事若しくは出納長又は市町村長、助役若しくは収入役等）

※ 「常時勤務に服することを要する国家公務員」の項目を参照。

※ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条に規定する一部事務組合及び広域連合の職員も含まれる。

（2）政令で定める地方公務員

- ① 休職又は停職の処分を受けた者（地方公務員法第 27 条第 2 項及び第 29 条第 1 項）
- ② 大学院修学休業をしている者（教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 26 条第 1 項）
- ③ 自己啓発等休業をしている者（地方公務員法第 26 条の 5 第 1 項）
- ④ 配偶者同行休業をしている者（地方公務員法第 26 条の 6 第 1 項）
- ⑤ 外国の地方公共団体の機関等に派遣された者（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号）第 2 条第 1 項）
- ⑥ 育児休業をしている又は育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関

する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 2 条第 1 項、第 11 条第 1 項及び第 17 条）

- ⑦ 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いて 12 か月を超えるに至った者で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの

※ 国内居住要件等については別途確認が必要であることに留意。

（3）地方公務員の範囲に含まれない者

- 警察庁の所属職員及び警察法第 56 条第 1 項に規定する地方警務官
- 特定地方独立行政法人に勤務する者
- 地方公務員共済組合の役員及びこれらの共済組合に使用され、これらの共済組合から給与を受ける者で、主務省令で定めるもの（地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 141 条第 1 項）
- 市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会の役員及びこれらの連合会に使用され、これらの連合会から給与を受ける者で、主務省令で定めるもの（地方公務員等共済組合法第 141 条第 2 項）
- 職員団体又は労働組合の事務に専ら従事する地方公務員（地方公務員法第 55 条の 2 第 5 項並びに地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 6 条第 5 項及び附則第 5 項）
- 公益的法人等に派遣された地方公務員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）第 2 条第 1 項）

3. 支給主体が変更となる場合における基本的な手続

（1）住所地の市町村から児童手当を受給している者が公務員となる場合

住所地の市町村から児童手当を受給している者が新たに公務員となる場合、当該者から住所地の市町村に対して受給事由消滅届（児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号。以下「規則」という。）様式第 10 号。以下「消滅届」という。）を提出するとともに、所属庁へ認定請求書（規則様式第 2 号）を提出し、児童手当の受給を開始することとなる。

所属庁においては、その職員への聞き取りや、認定請求書に住所地の市町村における受給の有無及び消滅届の提出状況に係る項目を追加することなどにより、住所地の市町

村における従前の受給状況を把握した上で、消滅届が未提出の場合には、速やかに、当該職員に対して消滅届の市町村への提出を促すことが基本となる。

また、当該職員について支給認定したことについて、別途、所属庁から当該市町村へ情報提供いただくことが望ましい（※）。

（※）令和 4 年 6 月以降は、現況届の提出を省略することができるようになったことから、受給者から消滅届の提出がないと、市町村が二重支給を長期にわたり把握できず、多額の返還が必要となる可能性がある。

（2）児童手当の受給者である職員が退職する場合（公務員間の異動を除く。）

公務員である児童手当の受給者が退職する場合には、当該者から退職前の所属庁に対して消滅届を提出するとともに、住所地の市町村へ認定請求書を提出し、児童手当の受給を開始することとなる。

所属庁においては、受給事由の消滅を確認し、速やかに受給資格消滅通知を交付する必要がある（規則第 10 条及び「児童手当市町村事務処理ガイドライン」（以下「事務処理ガイドライン」という。）別添様式第 12 号）。なお、職員から消滅届の提出がない場合であっても、職員の退職日等を把握できるときは職権で支給事由消滅処分を行うことが可能である（事務処理ガイドライン第 22 条）。

また、住所地の市町村へ速やかに認定請求する必要がある旨を、こども家庭庁が示している文書例を活用するなどにより、受給者に対して確実に周知することが望ましい。

なお、所属庁においては、支給事由消滅事由の発生した日の属する月（退職日の属する月）の分まで児童手当を支給することとなる。

（3）児童手当の受給者である職員が所属庁を異にして異動する場合

公務員である児童手当の受給者が異動により所属庁が変わる場合には、当該受給者から異動元の所属庁に対して消滅届を提出するとともに、異動先の所属庁へ認定請求書を提出し、児童手当の受給を開始することとなる。

従来の所属庁における支給事由消滅処分については、（2）参照。

なお、異動元の所属庁においては、支給事由消滅事由の発生した日の属する月（退職日の属する月）の分まで支給することとなるが、例外として、月初の異動は下記の取扱いとなる。

- A 所属庁に勤務する職員が 4 月 1 日付で B 所属庁に異動した場合は、A 所属庁において 3 月分まで支給し、B 所属庁が 4 月分から支給する。
- 3 月 31 日に国家公務員でなくなり、その年の 4 月 1 日付で地方公務員に採用され

た職員については、退職前の所属庁において 3 月分まで支給し、採用先の所属庁が 4 月分から支給する。

4. 要注意事例及び望ましい対応

（１）非常勤職員（国家公務員）、会計年度任用職員（地方公務員）の取扱い

国家公務員の非常勤職員（政令で定める国家公務員⑧）及び地方公務員の会計年度任用職員（政令で定める地方公務員⑦）については、採用された時点では住所地の市町村から児童手当を受給するが、共済組合に加入して長期給付が適用されると支給元が所属庁となるため、その時点で所属庁に対して改めて認定請求を行う必要がある。

通常の人事異動の時期と異なるため、職員にとっては、勤務先や業務内容が変わらず、手続の必要性を認識することが困難なケースも考えられることから、所属庁においては、日頃の制度周知に加え、長期給付の適用手続を行うタイミングで、児童手当の認定請求について職員へ勧奨を行っていただくことが望ましい。

※ 所属庁における周知・案内が不十分であったことにより児童手当の受給に空白期間が生じた場合には、当該不十分な周知・案内を理由として、審査請求等につながり得ることに留意すること。

（２）２か月以内の期間を定めて使用される者等の取扱い

令和 4 年 10 月 1 日以後に職員となった者であって、国に 2 か月以内の期間を定めて使用される者、地方公共団体に臨時的任用職員として、又は 2 か月以内の期間を定めて使用される者は、長期給付が適用されないことから、当該者の児童手当は、住所地の市町村長が支給することとなるため、留意すること。

関連リンク

- 児童手当制度の概要（こども家庭庁 HP）

<http://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/gaiyou>

- 児童手当制度のご案内（こども家庭庁 HP）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/jidouteate/annai/>